

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 8 月 28 日（金）第 749 号の 4



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※）

（会計課取扱い） 1

規 則

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第56号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記第19号様式その1（裏）及び別記第54号様式（裏）中「次のコンビニエンスストア」の次に「（国内にある店舗に限る。）」を加え、

「くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート
セブン-イレブン タイエー デイリーヤマザキ ニューヤマザキ
デイリーストア ハセガワストア ハマナスクラブ ファミリーマ
ート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーシ
ョップ ヤマザキデイリーストアー ローソン ローソンストア
100 （五十音順）」

を

「スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タ
イエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセ
ガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニ
ストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイ
リーストアー、ローソン、ローソンストア100 （五十音順）」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県会計規則別記第19号様式及び別記第54号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。